

太田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第18号

太田市手数料条例の一部を改正する条例

太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第5都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為許可申請に対する審査の項の次に次のように加える。

宅地造成及び 特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項及び第37条第1項の規定に基づく中間検査申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積	0.3ヘクタール以下	3,700円
		0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以下	5,600円
		2ヘクタールを超え4ヘクタール以下	9,400円
		4ヘクタールを超え7ヘクタール以下	16,000円
		7ヘクタールを超え10ヘクタール以下	28,000円
		10ヘクタールを超えるとき	39,000円

別表第6建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画通知に対する審査の項中「15,000円」を「16,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に、「35,000円」を

「40,000円」に改め、同表備考中

「2 申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する確認申請等に対する審査の項に規定する額のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 昇降機を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該昇降機1基につき14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)
- (2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置しようとする場合 当該昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円

」を

「2 申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合(同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、建築物に関する確認申請等に対する審査の項に規定する手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の各号に掲げる区分に応じた額を合計した額(確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額)の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建て住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 11,000円
- (2) 一戸建て住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 13,000円

- (3) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 22,000円
 - (4) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 34,000円
 - (5) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 54,000円
 - (6) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 71,000円
- 3 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する確認申請等に対する審査の項に規定する額のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 昇降機を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該昇降機1基につき14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)
 - (2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置しようとする場合 当該昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)

」に改め、同表手数料を徴収する事務欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了通知に対する審査の部建築基準法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の項中「24,000円」を「26,000円」に、「39,

０００円」を「４０，０００円」に改め、同部建築基準法第７条の３第５項、第７条の４第３項又は第１８条第３０項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の項中「２３，０００円」を「２５，０００円」に、「３８，０００円」を「３９，０００円」に改め、同表備考中

「２ 申請に係る計画に建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する完了検査申請等に対する審査の項に規定する額のほか、当該昇降機１基につき１８，０００円（小荷物専用昇降機については、１４，０００円）とする。」

を

「２ 申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、建築物に関する完了検査申請等に対する審査の項に規定する手数料のほか、申請又は通知１件につき、次の各号に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

- (１) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が３０平方メートル以内のもの ３，０００円
- (２) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの ４，０００円
- (３) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの ５，０００円
- (４) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの ８，０００円
- (５) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの １３，０

〇〇円

- (6) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が1, 〇〇〇平方メートルを超え2, 〇〇〇平方メートル以内のもの 17, 〇〇〇円
- (7) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が2, 〇〇〇平方メートルを超え10, 〇〇〇平方メートル以内のもの 29, 〇〇〇円
- (8) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が10, 〇〇〇平方メートルを超え50, 〇〇〇平方メートル以内のもの 47, 〇〇〇円
- (9) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が50, 〇〇〇平方メートルを超えるもの 92, 〇〇〇円

3 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する完了検査申請等に対する審査の項に規定する額のほか、当該昇降機1基につき18, 〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、14, 〇〇〇円）とする。 」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和7年5月26日から施行する。